

急傾斜地崩壊対策事業のあり方について

大阪府 都市整備部
河川室 ダム砂防課

目 次

急傾斜地崩壊対策事業のあり方について

- 土砂災害防止法による規制
（指定促進による新たな危険箇所抑制）
- 土地の保全と施設の維持管理
 - ・大阪府、市町村、土地所有者の役割
 - ・施設設置による新たな責任
 - ・急傾斜地崩壊対策事業の流れと維持管理
- 老朽化による補修
- 保全人家当たりの事業費
- 土砂災害特別警戒区域に立地する家屋への支援制度
 - ・住宅補強費用補助制度
- 土砂災害特別警戒区域内の建物補強
 - ・建築確認による事例
- 土砂災害特別警戒区域に立地する家屋への移転補助制度

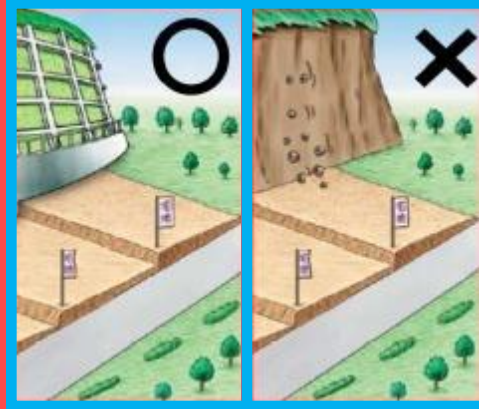
土砂災害防止法による規制 (区域指定による効果)

土砂災害特別警戒区域では、

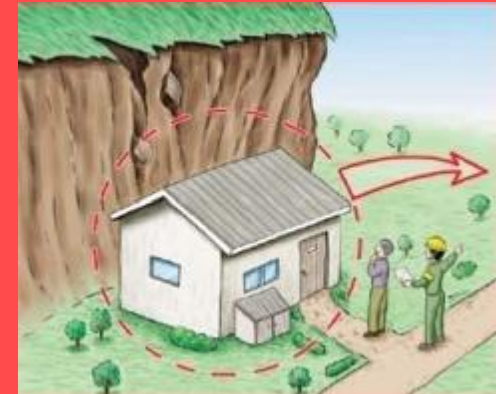
- 建築物の構造規制。(居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保)
- 住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可。
- 著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告。



建築物の構造規制



一定の開発行為の規制



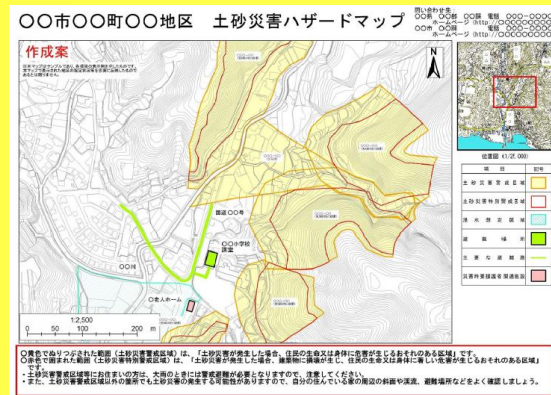
移転等勧告

土砂災害警戒区域では、

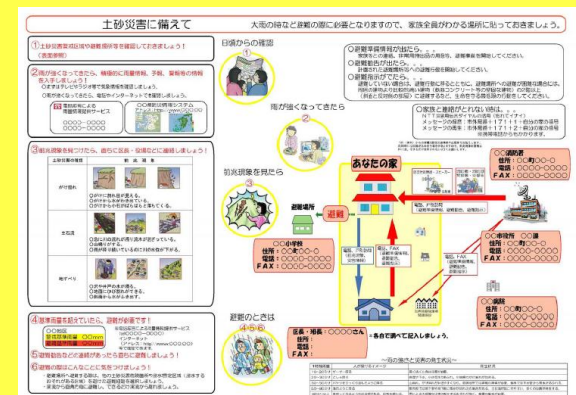
- 土砂災害の恐れのある土地を公示。
- 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載。
- 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布。



警戒避難体制の整備



土砂災害ハザードマップの作成



土地の保全と施設の維持管理

大阪府・市町村・土地所有者の役割

事象	発生規模	対応者
通常時		土地所有者が適切な保全
災害発生時	ごく小規模	土地所有者等が対応 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第59条に基づき市町村長が災害が拡大すると認められる場合、必要な措置をとることを土地所有者等に指示することができる
	小規模	市町村対応 <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第62条に基づき市町村長は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない
	大規模	都道府県対応 <ul style="list-style-type: none"> 砂防法、急傾斜地法、地すべり法、森林法等に照らし、事業採択や予算措置が可能か個別に判断

施設設置による新たな責任

	対策施設設置前	対策施設設置後
維持管理	急傾斜地 崩壊危険箇所 土地所有者、管理者	施設管理：大阪府 日常管理：土地所有者、市町村

「防ぐ」民地に存在する公有施設

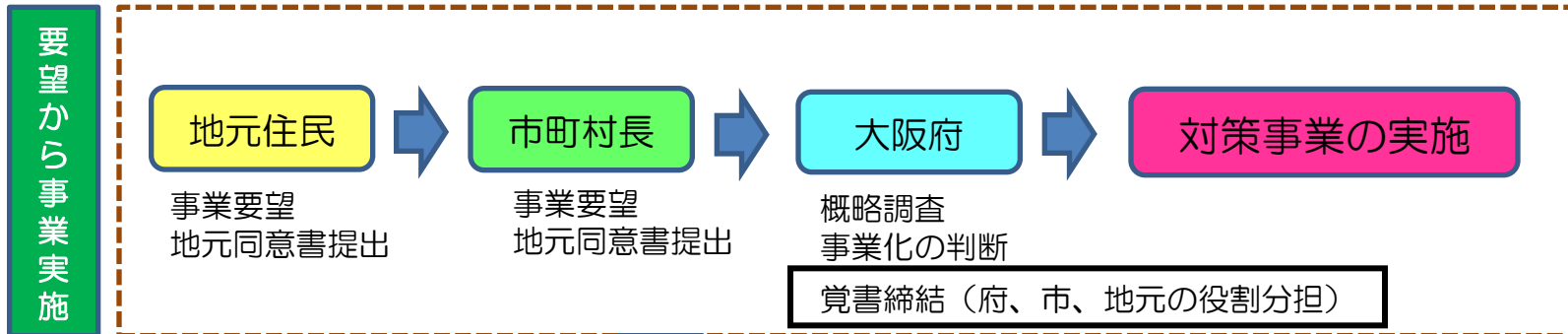


恒久的な維持管理が必要となる

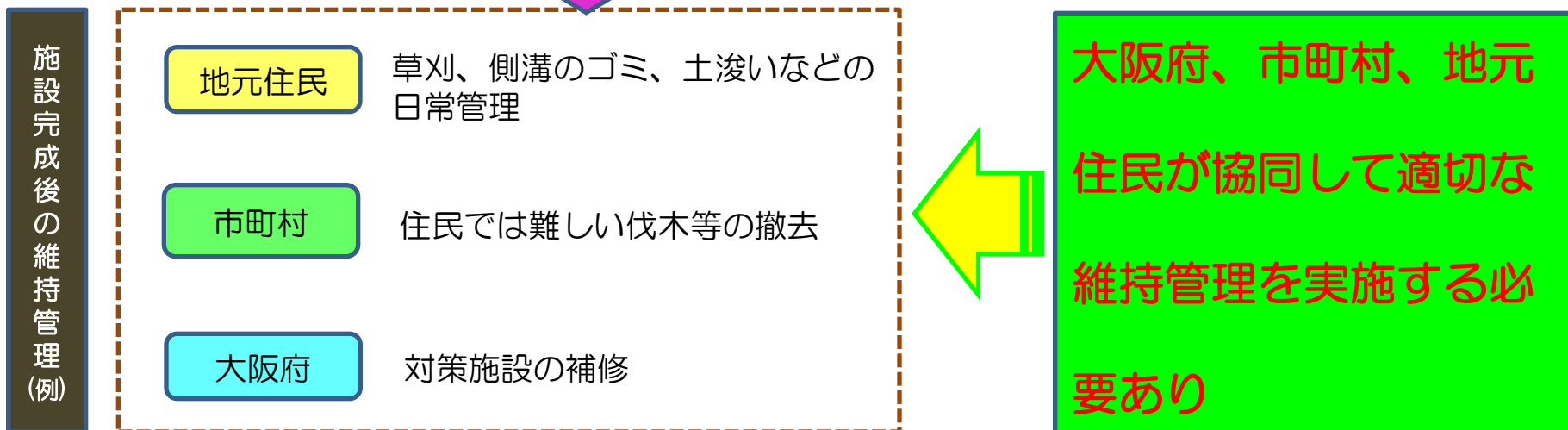


土地の保全と施設の維持管理

急傾斜地崩壊対策事業の流れと維持管理



対策施設の完成



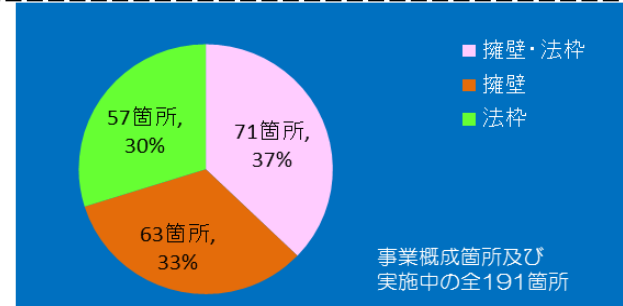
老朽化による補修

急傾斜地崩壊対策施設の概成状況

概成年度	概成箇所	内、法枠
昭和46～55年度	8	8
昭和56～平成2年度	53	22
平成3年～12年度	70	50
平成13年～22年度	36	27
平成23年度～	(24) 実施中	21
合計	191箇所	128箇所

対策工種内訳

全191箇所の内、約3分の2の128箇所で法枠工を実施



法枠工の大規模補修



補修前

**法枠内の陥没が
多数発生のおそれ**



○堺市田園地区 施工延410m

【当初事業】 期間：昭和48年～53年度

【補修事業】 期間：平成18年～22年度

事業費：318百万円

* 概成から28年で、大規模修繕が必要となった



補修後

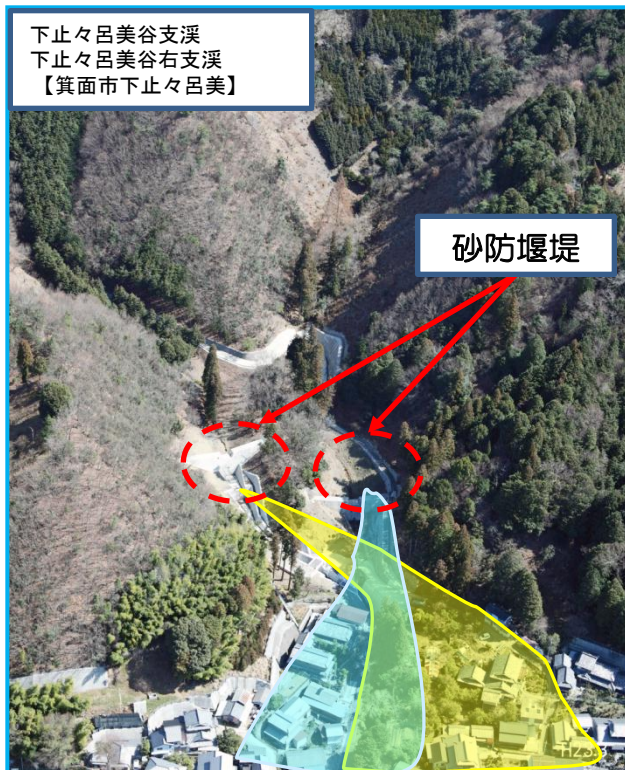
保全人家当たりの事業費

土石流対策	事業	急傾斜地崩壊対策
260百万円	平均事業費	284百万円
70戸	平均保全人家数	19戸
4百万円	保全人家当たり事業費	15百万円
—	受益者負担金相当額 (1戸当たり)	2百万円

現在事業中の箇所
土石流対策：33箇所 急傾斜地崩壊対策：24箇所

*現状：急傾斜地崩壊対策は、保全人家当たりの事業費が土石流対策の約4倍である。

土石流対策施設



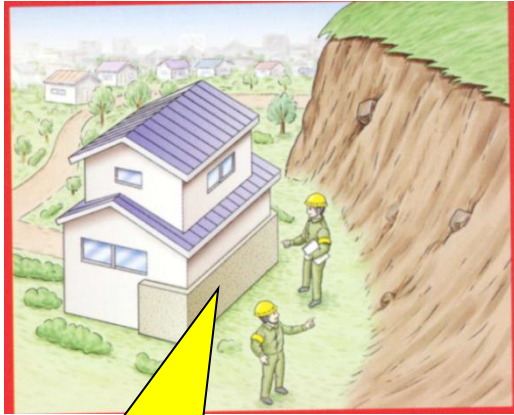
急傾斜地崩壊防止施設



土砂災害特別警戒区域に立地する家屋への支援制度

住宅補強費用補助制度

- 住宅・建築物安全ストック形成事業
〔住宅・建築物耐震改修事業〕



○本来は各自が補強費用負担

- 負担補強費用の補助
国45%、府・市町村55%
(一般財源)

制度化の：公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における
経緯 住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ
計画的に推進するための支援制度 (H17.8.1施行)

適用：住宅・建築物耐震改修等、建物補強も可能

課題：予算要求計上分の執行（単年度に工事完成が必要）
市町村主体の事業であり、要綱の策定、交付金計画への
編入、予算確保が必要となる

社会資本総合整備計画（地域住宅計画「大阪府地域」平成23～27年度）では、住宅・建築物の安全性の確保として耐震診断・耐震改修の促進が計画目標とされ、住宅補強については、補助対象となっていないのが現状である。

大阪府震災対策推進事業補助金（木造住宅耐震改修補助）

交付対象者	補助内容
民間の木造住宅の耐震改修費の補助を行う市町村	<ul style="list-style-type: none">・補助基本額は、1戸あたり、40万円を限度（所得の低い方は60万円）とする・補助基本額の1/4以内かつ市町村が補助する額（国費を除く）の1/2以内

■ 建築補強助成制度創設の検討について

【課題】

- 危険な区域での居住を抑制することと反する可能性がある
- 府の一般財源確保
- 市町村との連携した制度設計が必要

土砂災害特別警戒区域内の建物補強

建築確認による事例



土砂災害特別警戒区域内に位置するため、壁式鉄筋コンクリート構造で、窓のない構造とした



土砂災害特別警戒区域内に位置するため、壁式を設置

土砂災害特別警戒区域に立地する家屋への移転補助制度

移転補助制度

○住宅・建築物安全ストック形成事業

〔がけ地近接等危険住宅移転事業〕

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅等の移転、代替家屋の建設を行う者に対し、補助金を交付する地方公共団体に対する補助事業。

- ・危険住宅の除去等に要する費用
- ・危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費（利子補給分）

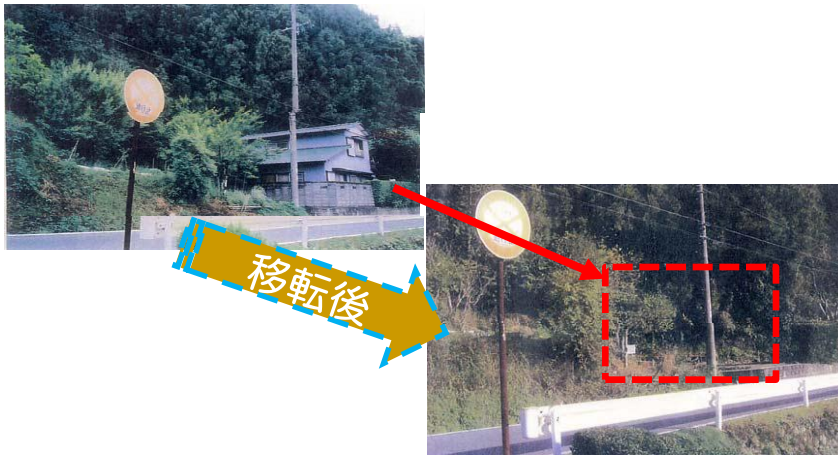
	除却費	建物	土地	計
一般地域	780	3,100	960	4,840

千円/戸

○独立行政法人住宅金融支援機構融資（融資）

土砂災害特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金を貸し付ける。

- ・移転資金又は建設資金
- ・土地取得資金



■全国の事例

【実績】

- 移転実績は、7県で26区域（30戸）
- 移転等の勧告基準があるのは、福島県と宮崎県
- 移転等の勧告を行った実績なし

■事業の効果

- 対策施設整備費用よりも安価に住民の安全を確保できる
(H23年8月31日時点)